第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン(改訂版)について (女性活躍推進計画)

【策定の背景】

平成27年9月4日に、女性活躍推進法が施行された。38年3月31日限り、その効力を失う、時限立法(事業主行動計画は28年4月施行)

【策定理由】

内閣府の説明によると、女性活躍推進法は男女共同参画社会基本法において推進が 遅れている女性活躍を特出しした10年間の時限立法であるため、本市においても国 及び兵庫県の計画を勘案して、早急に女性活躍の計画を策定する必要がある。

現行の第3次男女共同参画行動計画ウィザス・プランは、平成25年度から29年度の5年間の計画期間であり、第4次ウィザス・プランは、30年度から5年間の計画である。29年度1年間の計画ではあるが、28年度中に女性活躍推進計画を策定し、29年度から女性活躍推進計画を盛り込み、第3次男女共同参画行動計画ウィザス・プランを改訂する。

なお、30年度から34年度までを計画期間とする5年間の計画である、女性活躍推進計画及び第4次男女共同参画行動計画ウィザス・プランは、29年度に策定する。 (第2次DV対策基本計画も策定する。) 以上